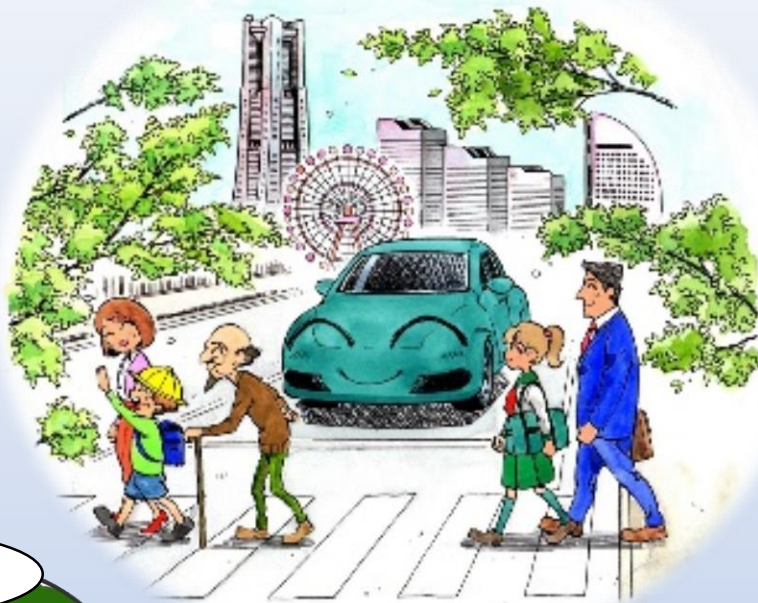


# 横断歩道は「歩行者優先！！」



CROSSING!!



道路を横断するときは、  
横断歩道を利用しましょう。

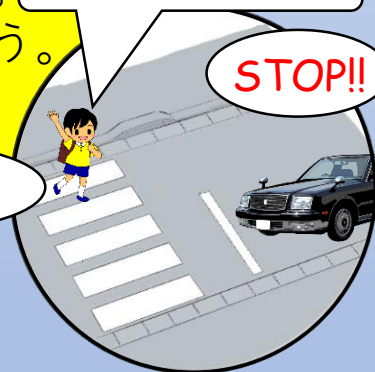
自動車は、横断者がいたら停止しましょう。  
歩行者は、手を挙げる等の合図をしましょう。

**「目と手で合図！ストップ運動」実施中!!**

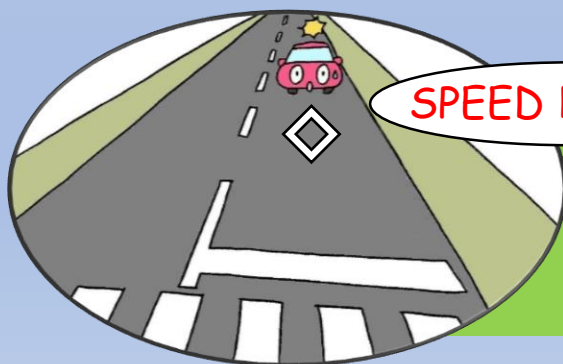
目と手で合図!!

STOP!!

SIGNAL!!



SPEED DOWN!!



横断歩道に近づいたら  
減速しましょう。

**岡山県 横断歩道で とまるけん!!**

**岡山県警察**

# 道路交通法（横断歩道のルール）

（横断歩道等における歩行者等の優先）

第三十八条 車両等は、横断歩道又は自転車横断帯（以下この条において「横断歩道等」という。）に接近する場合には、当該横断歩道等を通過する際に当該横断歩道等によりその進路の前方を横断しようとする歩行者又は自転車（以下この条において「歩行者等」という。）がないことが明らかな場合を除き、当該横断歩道等の直前（道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。）で停止することができるような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道等によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

（横断の方法）

第十二条 歩行者は、道路を横断しようとするときは、横断歩道がある場所の附近においては、その横断歩道によつて道路を横断しなければならない。

分かりやすく言うと・・・



① 車は、横断歩道等に接近する場合には、横断歩道等の直前で停止できるような速度で進行しないといけません。

※ 横断しようとする歩行者等が明らかにいない場合を除きます。

② 歩行者等が横断歩道を横断していたり、これから横断しようとしている場合は、横断歩道等の手前で一時停止しないといけません。

また、歩行者等の通行を妨害してはいけません。

③ 歩行者は、近くに横断歩道があるときは、横断歩道を利用して道路を横断しないといけません。

違反をすると・・・

『横断歩行者等妨害等違反』

普通車の場合・・・反則金 9,000円 違反点数 2点

取締り  
強化中!